

JIS

樹脂加工織物及び編物の試験方法

JIS L 1041 : 2011

(JTETC/JSA)

平成 23 年 7 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 消費生活技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	小 川 昭二郎	お茶の水女子大学名誉教授
(委員)	赤 松 幹 之	独立行政法人産業技術総合研究所
	秋 庭 悦 子	社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント 協会
	大 熊 志津江	文化女子大学
	長 見 萬里野	財団法人日本消費者協会
	金 丸 淳 子	財団法人共用品推進機構
	河 内 憲 治	財団法人日本文化用品安全試験所
	河 村 拓	合同会社西友
	河 村 真紀子	主婦連合会
	小 熊 誠 次	社団法人日本オフィス家具協会
	後 藤 伸二郎	社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	櫻 橋 晴 雄	社団法人日本ガス石油機器工業会
	滝 田 章	社団法人消費者関連専門家会議
	中 里 憲 司	社団法人繊維評価技術協議会
	中 村 有 作	財団法人製品安全協会
	夏 目 智 子	全国地域婦人団体連絡協議会
	畠 山 孝	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	久 松 富 雄	財団法人家電製品協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 35.8.1 改正：平成 23.7.20

官 報 公 示：平成 23.7.20

原 案 作 成 者：社団法人繊維評価技術協議会

(〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町 12-9 滋賀ビル TEL 03-3639-5084)

財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 稲葉 敦)

審議専門委員会：消費生活技術専門委員会 (委員長 小川 昭二郎)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット環境生活標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語及び定義	2
4 試験の種類	2
5 試料, 試験片の採取及び準備	3
6 樹脂定性試験	3
6.1 適用樹脂	3
6.2 試験方法	3
7 樹脂定量試験	4
7.1 適用樹脂	4
7.2 試験方法	4
8 遊離ホルムアルデヒド試験	5
8.1 JIS 法	5
8.2 ISO 法	9
9 試験報告書	9
附属書 A (規定) ISO 水抽出法	27
附属書 AA (規定) ホルムアルデヒド第 1 希釈液の標定	31
附属書 AB (参考) ISO 水抽出法の精度に関する情報	33
附属書 B (規定) ISO 気体吸収法	34
附属書 BA (参考) クロモトロピック酸を用いる代替法	38
附属書 BB (参考) ISO 気体吸収法の精度に関する情報	40
附属書 JA (規定) 5,5-ジメチル-1,3-シクロヘキサジオン (試薬)	41
附属書 JB (参考) フロログルシノール法	42
附属書 JC (参考) プロタブルジャー法	44
附属書 JD (参考) 塩素傷害試験方法	46
附属書 JE (参考) 塩酸抽出判別法	49
附属書 JF (参考) JIS と対応国際規格との対比表	53
解 説	56

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、社団法人繊維評価技術協議会（JTETC）及び財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS L 1041:2000** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

樹脂加工織物及び編物の試験方法

Test methods for resin finished textiles

序文

この規格は、樹脂加工を施した織物及び編物の試験方法について規定したもので、1960年（昭和35年）に制定された。今回の改正では、技術的内容の一部改正、2004年（平成16年）厚生労働省令第104号及び2009年（平成21年）厚生労働省令第46号をもって公布された改正との整合化を図り、並びに1998年に第1版として発行されたISO 14184-1及びISO 14184-2に対応した。また、新規に遊離ホルムアルデヒドが樹脂に起因するかどうかの確認試験方法を附属書JEとした。

なお、この規格で樹脂定性試験（箇条6）、樹脂定量試験（箇条7）及び遊離ホルムアルデヒド試験（箇条8）のJIS法は、対応国際規格に規定されていない方法である。変更の一覧表にその説明を付けて附属書JFに示す。また、附属書JA～附属書JEは対応国際規格にはない事項である。

1 適用範囲

この規格は、樹脂加工を施した織物及び編物（レースを含む。）の樹脂の分析・定量及び遊離ホルムアルデヒドの定量方法について規定する。ただし、染色堅ろう度試験及び物理試験において別に定める日本工業規格の試験方法がある場合には、その試験方法によって試験する。また、樹脂加工された織物及び編物の生地が塩素によって傷害を受けた場合の試験は、附属書JDに示す。

警告 この規格は、事前に適切な注意が払われない場合、健康を害するおそれのある物質¹⁾及び／又は方法を規定しており、技術的に適切・妥当であることだけに言及するものである。この規格を使用する者に対して、健康及び安全に関する法的な義務をいかなる場合においても免責するものではない。この規格は、薬品の取扱いの資格及び／又は知識・経験のある者が操作することを想定している。

注¹⁾ 健康を害するおそれのある物質については、化学物質等安全データシート（MSDS）に詳しい情報が記載されている。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 14184-1:1998, Textiles – Determination of formaldehyde – Part 1: Free and hydrolyzed formaldehyde (water extraction method)

ISO 14184-2:1998, Textiles – Determination of formaldehyde – Part 2: Released formaldehyde (vapour absorption method) (全体評価：MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、ISO/IEC Guide 21-1に基づき、“修正している”ことを示す。